

国立大学法人東京海洋大学職員給与規則

		平成16年4月1日	
		海洋大規第 21号	
改正	平成17年 3月28日	海洋大規第279号	
改正	平成18年 2月24日	海洋大規第355号	
改正	平成18年 7月20日	海洋大規第357号	
改正	平成19年 3月26日	海洋大規第385号	
改正	平成19年12月12日	海洋大規第395号	
改正	平成20年 1月21日	海洋大規第398号	
改正	平成20年 3月24日	海洋大規第407号	
改正	平成21年12月 1日	海洋大規第105号	
改正	平成22年 1月18日	海洋大規第 10号	
改正	平成22年 3月24日	海洋大規第 46号	
改正	平成22年12月 1日	海洋大規第 97号	
改正	平成23年 4月 1日	海洋大規第 33号	
改正	平成24年 3月29日	海洋大規第101号	
改正	平成25年 2月 8日	海洋大規第 6号	
改正	平成26年 3月26日	海洋大規第 18号	
改正	平成26年 6月18日	海洋大規第 65号	
改正	平成27年 2月13日	海洋大規第 34号	
改正	平成27年 2月13日	海洋大規第 36号	
改正	平成27年 6月29日	海洋大規第 90号	
改正	平成28年 3月30日	海洋大規第147号	
改正	平成28年 3月30日	海洋大規第152号	
改正	平成28年12月16日	海洋大規第192号	
改正	平成29年 3月17日	海洋大規第124号	
改正	平成30年 3月15日	海洋大規第 27号	
改正	平成31年 3月14日	海洋大規第 71号	
改正	令和 2年 3月13日	海洋大規第 34号	
改正	令和 2年11月30日	海洋大規第110号	
改正	令和 3年 3月 9日	海洋大規第 86号	
改正	令和 3年10月 5日	海洋大規第117号	
改正	令和 4年 3月16日	海洋大規第 36号	
改正	令和 4年 9月26日	海洋大規第 59号	
改正	令和 4年12月 2日	海洋大規第 67号	
改正	令和 5年 1月30日	海洋大規第 6号	
改正	令和 6年 1月31日	海洋大規第 20号	
改正	令和 7年 1月28日	海洋大規第 5号	
改正	令和 7年 3月14日	海洋大規第 43号	
改正	令和 8年 3月10日	海洋大規第 70号	

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京海洋大学職員就業規則（平成16年海洋大規第13号。以下「職員就業規則」という。）第27条の規定により、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関しては、この規則に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

(適用範囲)

第2条の2 この規則は、職員就業規則第3条に規定する職員に適用する。ただし、年俸制を適用する職員、再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び非常勤職員の給与については、別に定める。

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、その全額を通貨で直接支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づき労使協定に定めるものはその金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(基本給)

第4条 職員の受ける基本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものとする。

第5条 基本給は、国立大学法人東京海洋大学職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成16年海洋大規第26号。以下「勤務時間規則」という。）第5条に規定する所定勤務時間による勤務に対する報酬であって、この規則に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、基本給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、入試手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び研究代表者等特別手当（以下「諸手当」という。）を除いた全額とし、基本給月額に基本給調整手当を加えた額を基本給の月額をいう（以下同じ。）。

第6条 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

- 一 一般職員基本給表（一）（別表第1）
- 二 一般職員基本給表（二）（別表第2）
- 三 海事職員基本給表（一）（別表第3）
- 四 海事職員基本給表（二）（別表第4）
- 五 教育職員基本給表（別表第5）
- 六 医療職員基本給表（別表第6）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、別に定める。

(初任給、昇格、昇給等)

第7条 職員の職務の級の決定については、初任給、昇格、昇給等の基準（平成16年海洋大規第34号。以下「初任給等基準」という。）による。

- 2 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の号給の決定については、初任給等基準による。
- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給の決定については、初任給等基準による。
- 4 職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職員基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員にあっては0号給、海事職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の職員にあっては3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳（一般職員基本表（二）の適用職員にあっては、57歳）以上の第4項による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 7 職員の昇給は、その職務の属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（給与の種類、計算期間及び支給日）

第8条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	計算期間	支給日
(1) 基本給	一の月の初日から末日まで	当該月の17日
(2) 諸手当 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、基本給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、入試手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当		翌月の17日
期末手当、勤勉手当		6月30日及び12月10日
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日
寒冷地手当		別に定める支給月の17日
研究代表者等特別手当		3月10日

- 2 前項に掲げる表のうち、支給日が、日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日（その日が休日に当たるときは、支給日の前々日）に支給する。
- 3 第1項について、支給日までに給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。また、過払いが生じたときは、その日後の給与から控除することができる。

第9条 削除

（基本給の日割計算）

- 第10条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、昇給、降給等により基本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から基本給を支給する。
- 2 職員が離職したときは、その日まで基本給を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。
 - 4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給は、その月の現日数から勤務時間規則第7条の規定に基づく休日等の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 5 国立大学法人東京海洋大学育児休業等規則（平成16年海洋大規第19号。以下「育児休業規則」という。）第17条各号に規定する育児短時間勤務の承認を得ている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）にあつては、前項に定める休日等とは、勤務時間規則第7条の規定に基づく休日等のほか、月曜日から金曜日までの5日間において、育児休業規則第17条第3号及び第4号により設けられた週休日を含むものとする。

（育児短時間勤務職員についての基本給の特例）

第10条の2 育児短時間勤務職員の基本給は、適用されるその額に、承認を得ている週当たりの育児短時間勤務時間数を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（非常時払い）

第11条 職員が、当該職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、第8条の規定による給与の支給日前であっても、月の初日から請求の日までの期間の給与については、第10条第4項の規定を準用して日割り計算により支給する。

（管理職手当）

- 第12条 学長は、管理又は監督の地位にある者で別に定める職員（以下「特定管理職員」という。）については、その特殊性に基づき、別表第7に定める額の管理職手当を支給する。
- 2 管理職手当は、前項の職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合又は通勤上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合を除く。）は、支給しない。
 - 3 管理職手当には、第22条、第24条及び第25条に規定する手当を含むものとする。

（初任給調整手当）

第13条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員（教育職員基本給表の適用を受ける教員であつて、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、別表第8に定める初任給調整手当を支給する。この場合において、育児短時間勤務職員にあつては、適用されるその額に算出率を乗じて得た額を支給する。

（扶養手当）

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）

- に係る扶養手当は、一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職員基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「一般職（一）9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - 一 削除
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 六 重度心身障害者
 - 3 前項に規定する扶養親族には、次に掲げる者は含まれないものとする。
 - 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - 二 月額108,334円以上の恒常的な所得があると見込まれる者(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)あつては、月額125,000円以上)
 - 4 扶養手当の月額は、第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、海事職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び教育職員基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）とする。
 - 4の2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額を加算した額とする。
 - 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
 - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
 - 三 削除
 - 四 削除
 - 6 学長は、前項の届出に係る事実及び扶養手当の月額の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
 - 7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった

職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一）9級以上職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職（一）9級以上職員等以外の職員から一般職（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一）9級以上職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一）9級以上職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）9級以上職員等が一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）8級職員等が一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）9級以上職員等以外のものが一般職（一）9級以上職員等となった場合
 - 六 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員等以外のものが一般職（一）8級職員等となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（事後確認等）

第14条の2 学長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が前条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを年1回定期的に確認（以下この条において「事後確認」という。）するものとする。

- 2 前項の事後確認において、扶養親族たる要件に疑義がある場合で、かつ、職員が扶養の事実等を証明するに足る書類を提出しない場合は、学長は、前条第5項の届出を待たずに、扶養の事実がないものとして取り扱うことができる。
- 3 前項の場合において、その終期は、直近の事後確認をした日の属する月まで、或いは認定まで遡って扶養の事実がないものとして必要な措置を行うことができる。

(地域手当)

- 第15条 地域手当は、品川キャンパス及び越中島キャンパスに所在する勤務場所並びに練習船に勤務する職員に支給する。地域手当の月額は、基本給月額、基本給調整手当、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の20を乗じて得た額とする。
- 2 前項に規定するもののほか学長が別に指定する勤務場所に勤務する職員に対し前項に準じて支給する。

(住居手当)

- 第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員。ただし、次に掲げる職員を除く。
 - イ 本学所有の宿舍若しくはそれに類すると学長が認める住宅を貸与され、使用料を支払っている職員
 - ロ 職員の扶養親族たる者（第14条第2項に規定する扶養親族で同条第5項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びにこれらに準ずると学長が認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
 - 二 第19条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（前号イ及びロで規定する住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次表に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

家賃の月額	住居手当の月額
27,000円以下	家賃の月額－16,000円
61,000円以上	28,000円
上記以外の額	(家賃の月額－27,000円) × 1/2 + 11,000円

- 二 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 新たに要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情等を速やかに学長に届け出なければならぬ。

らない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

- 4 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 5 第3項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。
 - イ 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
 - ロ 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- 6 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後確認等）

第16条の2 第14条第6項及び第14条の2の各項の規定は、本条に準用する。

（通勤手当）

第17条 通勤手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 四 前各号に掲げる交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難な職員とは、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第

22号) 別表第1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員をいうものとする。

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、第17条の5に定める支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。
 - 二 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離に応じ1箇月につき次表に定める額（平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から100分の50を乗じて得た額を減じた額）

自動車等の片道の使用距離	通勤手当の月額
5キロメートル未満	2, 000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4, 200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7, 300円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10, 400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13, 500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16, 600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19, 700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	22, 800円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25, 900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29, 100円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32, 300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35, 500円
60キロメートル以上65キロメートル未満	38, 700円
65キロメートル以上70キロメートル未満	42, 200円
70キロメートル以上75キロメートル未満	45, 700円
75キロメートル以上80キロメートル未満	49, 200円
80キロメートル以上85キロメートル未満	52, 700円
85キロメートル以上90キロメートル未満	56, 200円
90キロメートル以上95キロメートル未満	59, 600円
95キロメートル以上100キロメートル未満	63, 000円
100キロメートル以上	66, 400円

- 三 前項第3号に掲げる職員（以下「併用者」という。） 次に掲げる区分に応じた額
- イ 併用者のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額
 - ロ 併用者のうち、前記イ以外の職員で運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が、前号に定める額（自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が第13項で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することが常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に第12項に定める額を加算した額）以上である職員 第1号に定める額

- ハ 併用者のうち、前記イ以外の職員で交通機関等を利用して負担する1箇月当たりの運賃等相当額等が、前号に定める額（駐車場等利用職員にあっては、その額に第12項に定める額を加算した額）未満である職員は、前号に定める額
- 3 勤務地を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項に掲げる職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。
- 5 第3項の規定は、新たに基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。
- 6 普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。なお、通常徒歩によることを例とする距離（概ね1キロメートルとする。）内においてのみ利用する普通交通機関等は、通常の経路及び方法に係る普通交通機関等に含まれないものとする。
- 7 前項の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正当な事由がある場合は、この限りでない。
- 8 第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（週当たりの勤務日数が5日未満の職員にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃の額
- 9 第7項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 10 前3項の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。この場合において、第8項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、

同項第2号中「運賃」とあるのは「特別料金等」と、前項中「普通交通機関等」とあるのは、「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

- 11 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 12 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（第2項第3号の口を除く。）の通勤手当の額は、第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項、第3項及び第5項の規定による額
- 13 駐車場等の要件は、次の各号のいずれかにも該当することとする。
 - 一 勤務地の周辺又は第17条の2第2項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくは学長が、当該職員の事情に照らして、通勤のために当該経路を常例として用いることが不相当でないと認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
 - 二 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
 - 三 その利用について職員の配偶者若しくは第14条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又は職員の配偶者の扶養親族に料金を支払うこととなる施設でないこと。
- 14 前項に規定する要件を満たさない場合であっても、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると学長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、要件を満たすものとする。
- 15 第12項第1号で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）
 - 一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
 - イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 次の(1)及び(2)掲げる場合の区分に応じ、(1)及び(2)に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
 - (1) 駐車のと度その料金を支払う場合 職員が正規の勤務時間の勤務のため、その者の住居と勤務地との間を一往復するのに要する駐車場等の料金に相当する額の通勤21回分の額（週当たりの勤務日数が5日未満の職員にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 駐車場等の年間を通じた利用に要する料金に相当する額を12で除した額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

(通勤手当の届出等)

第17条の2 職員は、新たに前条第1項の要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに学長に届け出なければならない。住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃の額若しくは駐車場等の料金に変更があった職員についても、同様とする。

2 学長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）若しくは第13項に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提示を求める等の方法により確認し、その者が第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の支給額を決定し、又は改定しなければならない。

(通勤手当の支給日等)

第17条の3 通勤手当は、支給単位期間（第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は第3項各号に定める期間（以下この条及び第17条の6において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第8条に規定する給与の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 削除

4 通勤手当の支給は、職員が新たに第17条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給開始については、第17条の2の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

5 通勤手当は、これを受けている職員にその支給額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

6 次の各号に該当する場合は、当該各号に定める日を前項における事実の生じた日とみなす。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当（次号の通勤手当を除く。）を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたとき 当該支給単位期間に係る最後の月の末日

二 第3項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合において、当該各号に定める期間中に当該通勤手当に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る運賃等の額が改定されたとき 当該各号に定める期間に係る最後の月の末日

- 7 採用となった者又は勤務地を異にして異動した職員が当該採用又は当該異動の直後に在勤する部局等への勤務を開始すべきこととされる日に第17条第1項の職員たる要件を具備するときは、当該採用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、第4項の規定による支給の開始又は第5項の規定による支給額の改定を行うものとする。

(通勤手当の返納)

第17条の4 通勤手当を支給される職員につき、次の各号に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間（1箇月単位の支給単位期間に係るものを除く。）のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

- 一 離職し、若しくは死亡した場合又は第17条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
 - 二 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - 三 月の中途において、次のいずれかに該当し、勤務に就かなかつた期間が2以上の月にわたることとなる場合
 - ア 職員就業規則の定めにより休職又は停職にされた場合
 - イ 育児休業の定めにより育児休業をした場合
 - ウ 国立大学法人東京海洋大学介護休業等規則（平成16年規則第20号。以下「介護休業規則」という。）の定めにより介護休業をした場合
 - エ 国立大学法人東京海洋大学職員の自己啓発等休業に関する規則（平成22海洋大規第14号。以下「自己啓発等休業規則」という。）の定めにより自己啓発等休業をした場合
 - オ 国立大学法人東京海洋大学職員の配偶者同行休業に関する規則（平成28年海洋大学規第150号。以下「配偶者同行休業規則」という。）の定めにより配偶者同行休業をした場合
 - 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 2 通勤手当に係る前項による返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合
前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改訂後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払い戻しを、次に定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
 - ア 前項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）
 - イ 前項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
 - ウ 前項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月

- エ 前項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見しがたいことが相当と認められる場合にあっては当該通勤しないこととなる月）
- 二 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合
150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）
- 3 削除
- 4 第1項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（通勤手当の支給単位期間）

- 第17条の5 通勤手当における「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として次の各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る支給単位期間に相当する期間
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1箇月
- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、退職、長期間の出張又は研修の開始又は終了等により通勤のため負担する運賃の額に変更があることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
- 3 支給単位期間は、第17条の3第4項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第5項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。
- 4 第17条の4第1項第3号の規定に該当する場合（次項の規定に該当する場合を除く。）の支給単位期間は、その後復職し、又は勤務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月から。）から開始する。
- 5 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(通勤手当を支給できない場合)

第17条の6 第17条第1項の職員が、出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(通勤手当の事後確認等)

第17条の7 第14条第6項及び第14条の2各項の規定は、本条に準用するほか、支給等に関し必要な事項は別に定める。

(基本給調整手当)

第18条 大学院を担当する教員及び練習船に乗り組む船員であって別表第9の各々該当する表の適用者欄の要件を充たす者にあつては、その職務の特殊性に基づき、基本給調整手当を支給する。

- 2 前項に定める基本給調整手当は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第9に掲げる調整基本額にその者に係る調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が基本給月額 100 の 25 を超えるときは、基本給月額 100 の 25 に相当する額とする。
- 3 基本給調整手当は、休職、停職、育児休業、介護休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業または派遣により職務に従事しない期間は支給を停止する。

(単身赴任手当)

第19条 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病等やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に勤務する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 新たに基本給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病等やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、第1項及び第5項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 3 前2項のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
 - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
 - 二 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
 - 三 配偶者が引き続き就業すること。
 - 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
 - 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 4 第1項及び第2項に定める通勤距離等を考慮して困難と認める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 通勤距離が60キロメートル以上であること。
 - 二 通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。
- 5 単身赴任手当の月額を、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に交通距離の区分に応じ次表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	加算額
100キロメートル以上 300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上 500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上 700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上 900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上	70,000円

- 6 新たに第1項又は第2項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者等との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類）を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに学長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 7 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 8 学長は、職員から第6項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1項又は第2項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 9 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項又は第2項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項又は第2項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第6項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 10 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する

月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(単身赴任手当の事後の確認)

第19条の2 学長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が前条第1項又は第2項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正かどうかを随時確認するものとする。

2 第14条第6項及び第14条の2各項の規定は、本条に準用するほか、支給等に関し必要な事項は別に定める。

(特殊勤務手当)

第20条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

一 潜水手当

二 極地観測手当

3 前項に掲げる特殊勤務手当の支給額は、別表第10のとおりとする。

4 監督者は、学長が別に定める様式により特殊勤務の実績内容等を記入し、保管するものとする。

(給与の減額)

第21条 職員が勤務しないときは、勤務時間規則第7条に規定する休日等(同規則により休日に勤務を命じられ、勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は年末年始の休日(同規則第7条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第22条 勤務時間規則第5条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、承認された勤務時間(以下この項において「所定勤務時間」という。)を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

一 所定勤務時間が割り振られた日(第24条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定勤務時間を超えてした勤務の時間が一箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（入試手当）

- 第23条 入試手当は、次表の対象試験に掲げる業務に従事した職員に支給するものとし、手当の額は同表に定める担当区分により、1,000円に点数欄の数を乗じて得られた額とする。ただし点数については対象試験及び業務量等に応じて増減するものとする。

担当区分	点数	対象試験
問題作成	20	1. 学部入学者選抜試験 2. 編入学試験 3. 大学院入学者選抜試験（※）
問題点検	15	
採点（※1）	15	
プログラム点検	15	

※ 大学院入学者選抜試験は、基礎科目の問題作成等に限る。

- 2 前項に掲げる対象試験のほか、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の試験実施日において、当該業務に従事した職員に対して手当を支給する。この場合の支給額等については、別に定めるものとする。

（休日給）

- 第24条 休日等（勤務時間規則の規定に基づき毎日曜日を休日と定められている職員以外の職員であって、同規則第7条第1項に規定する祝日法による休日が同条第2項の規定に基づく休日に当たるときは、当該休日の直後の勤務日）において、所定勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分160）の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 2 第22条第2項の規定は本条に準用する。

（夜勤手当）

- 第25条 所定勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（端数計算）

- 第26条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第22条、第24条及び前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 2 一の給与期間の超過勤務の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げるものとする。

- 3 一の給与期間の欠勤の時間数，育児時間の時間数，介護部分休業の時間数又は介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は，30分未満の端数を切り捨て，それ以上を1時間に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第27条 第21条，第22条，第24条及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は，基本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(宿日直手当)

第28条 宿日直勤務を命ぜられた職員には，その勤務1回につき，4,700円を宿日直手当として支給する。

- 2 前項の勤務は第22条，第24条及び第25条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第29条 特定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規則に規定する休日等に勤務した場合は，当該職員には，第12条で定める区分に応じ別表第11の管理職員特別勤務手当を支給する。

(期末手当)

第30条 期末手当は，6月1日及び12月1日（以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して，それぞれ第8条に定める日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者（職員就業規則第34条の規定による諭旨解雇及び懲戒解雇処分を受けた者又は同規則第16条第1項第2号の規定により解雇された者を除く。）についても，同様とする。

- 2 期末手当の額は，期末手当基礎額に，100分の126.25を乗じて得た額（一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑・困難及び責任の度等がこれに相当するものとして別表第12表一に掲げるもの（第4項及び第33条において「特定幹部職員」という。）にあっては，100分の106.25を乗じて得た額）に，基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在（退職し，若しくは解雇され，又は死亡した職員にあっては，退職し，若しくは解雇され，又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として学長が定めるものについては，前項の規定にかかわらず，同項に規定する合計額に，基本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階，職務の級等を考慮して別表第12表二の職務の級欄の区分に

応じた加算割合を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内の割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

第30条の2 前条第2項に規定する在職期間は、この規則の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については次の各号に掲げる期間を除算する。

- 一 職員就業規則第34条第3号の規定により停職にされていた期間については、その全期間
 - 二 職員就業規則第21条第5号の規定により休職にされていた期間については、その全期間
 - 三 育児休業規則第3条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)を取得していた期間(当該期間(2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である場合を除く。)、介護休業規則第3条の規定により介護休業を取得していた期間、自己啓発等休業規則の規定により自己啓発等休業を取得していた期間及び配偶者同行休業規則の規定により配偶者同行休業を取得していた期間については、それぞれその2分の1の期間
 - イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から8週間を経過する日の翌日までの育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業
 - ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から8週間を経過する日の翌日までの育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業
 - 四 職員就業規則第21条の規定により休職にされていた期間(職員就業規則第21条第1号及び第4号の規定により、休職にされていた期間中給与の全額が支給されていた期間並びに第3号、第5号及び第6号の規定により休職にされていた期間を除く。)については、その2分の1の期間
 - 五 育児短時間勤務職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
- 2 基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員、国立大学法人の職員、独立行政法人の職員、地方公務員及びその他これに準ずると学長が認める者が引き続き本学の職員となった場合に、これらの職員が在職していた機関がその者に対して期末手当又はこれに相当する給与を支給しない場合は、当該機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、第30条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第34条の規定による諭旨解雇及び懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第16条第1項第2号の規定により解雇された職員(同項第1号に該当して解雇された職員を除く。)
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第32条 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項に規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、学長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

第33条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第8条に定める日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者（職員就業規則第34条の規定に

よる諭旨解雇及び懲戒解雇処分を受けた者又は同規則第16条第1項第2号の規定により解雇された者を除く。)についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に職員の別表第13に定める勤務期間による割合に職員の勤務成績による割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当基礎額にそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25(特定幹部職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第30条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第33条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第31条中「第30条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第33条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)から」と読み替えるものとする。

第33条の2 前条第2項に規定する勤務期間は、この規則の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については次の各号に掲げる期間を除算する。

- 一 職員就業規則第34条第3号の規定により停職にされていた期間
 - 二 育児休業規則第3条の規定により育児休業(第30条の2第3号イ及びロに掲げる育児休業を除く。)を取得していた期間(当該期間(2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である場合を除く。)、介護休業規則第3条の規定により介護休業を取得していた期間、自己啓発等休業規則の規定により自己啓発等休業を取得していた期間及び配偶者同行休業規則の規定により配偶者同行休業を取得していた期間
 - 三 職員就業規則第21条の規定により休職にされていた期間(職員就業規則第21条第1号及び第4号の規定により、休職にされていた期間中給与の全額が支給されていた期間並びに第3号及び第6号の規定により休職にされていた期間を除く。)
 - 四 育児短時間勤務職員として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - 五 第21条の規定により給与を減額された期間
 - 六 負傷又は疾病(業務上の負傷若しくは疾病の場合若しくは通勤上の負傷若しくは疾病の場合を除く。)により勤務しなかった期間から、勤務時間規則第7条に規定する休日等を除いた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - 七 育児休業規則第18条の規定による育児時間、介護休業規則第17条の規定による介護部分休業又は第20条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - 八 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 2 基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員、国立大学法人の職員、独立行政法人の職員、地方公務員及びその他これに準ずると学長が認める者が引き続き本学の職員となった場合に、これらの職員が在職していた機関がその者に対して勤勉手当又はこれに相当する給与を支給しない場合は、当該機関における勤務期間を職員として勤務した期間に算入する。

(寒冷地手当)

第34条 寒冷地手当は、11月から翌3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、水圏科学フィールド教育研究センター大泉ステーションに勤務する職員に支給する。なお、当該日の翌日から支給日までの間に異動に伴い当該ステーションに勤務することとなった者に対しても同様とする。

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
月額 19,800円	月額 11,400円	月額 8,200円

- 2 基準日から支給規程に定める日までの間に異動に伴い当該ステーションに勤務しなくなった者は、寒冷地手当を返納する。
- 3 本条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(研究代表者等特別手当)

第34条の2 3月1日に在職する職員であって、研究代表者等であるものが希望する場合には、当該研究代表者等に対して、当該競争的研究費等の直接経費を財源として、研究代表者等特別手当を第8条に定める日に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、研究代表者等特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第35条 第22条、第24条及び第25条の規定は、特定管理職員には適用しない。

(休職者の給与)

第36条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職とされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給することができる。

- 2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第21条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第21条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第21条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第21条第3号及び第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 職員就業規則第21条の規定により休職にされた職員には、他に別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第16条の規定により解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により第30条に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第31条及び第32条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第30条第1項」とあるのは「第36条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業者等の給与)

- 第37条 育児休業規則第3条の規定により育児休業をしている職員には、その期間中の給与を支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第30条第1項及び第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当(休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間(停職の期間は除く。))がある場合には、当該基準日に係る期末手当)を支給する。
 - 3 育児短時間勤務職員についての第30条及び第33条の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

基本給	基本給を算出率で除して得た額
基本給調整額	基本給調整額を算出率で除して得た額

- 4 育児休業規則第18条の規定により育児時間を取得している職員については、育児時間において、その勤務しない1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業者等の給与)

- 第38条 介護休業規則第3条の規定により介護休業をしている職員には、その期間中の給与を支給しない。
- 2 第30条第1項及び第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業している職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給する。
 - 3 介護休業規則第17条の規定により介護部分休業をしている職員又は、第20条の2の規定により介護時間を取得している職員については、それぞれの期間において、その勤務しない1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第39条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

(その他)

- 第40条 この規則による手続その他取扱い等についてこの規則に定めのないときは、一般職の国家公務員の例を参考に学長が定めるものとする。
- 2 前項のほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日より施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の職員となった者の給与については、次の各号に定めるところによる。
 - 一 この規則の施行の日（以下「規則施行日」という。）において適用される基本給表及び基本給表における職務の級は、この規則の施行の日の前日（以下「規則施行前日」という。）における給与適用時における俸給表（以下「旧俸給表」という。）及び旧俸給表における職務の級を、次の表により切り替えて決定する。

旧 俸 給 表	職務の級	基 本 給 表	職務の級
行政職俸給表（一）	1	一般職員基本給表（一）	1
	2		2
	3		3
	4		4
	5		5
	6		6
	7		7
	8		8
	9		9
	10		10
	11		11
行政職俸給表（二）	1	一般職員基本給表（二）	1
	2		2
	3		3
	4		4
	5		5
	6		6
海事職俸給表（一）	1	海事職員基本給表（一）	1
	2		2
	3		3
	4		4
	5		5
	6		6
	7		7
海事職俸給表（二）	1	海事職員基本給表（二）	1
	2		2
	3		3
	4		4
	5		5
	6		6
教育職俸給表（一）	1	教育職員基本給表	1
	2		2
	3		3
	4		4

	5		5
	1		1
	2		2
	3		3
医療職俸給表（三）	4	医療職員基本給表	4
	5		5
	6		6
	7		7

- 二 規則施行前日における旧俸給表の職務の級に在級した期間は、規則施行日において適用される職務の級に在級した期間に通算する。
- 三 規則施行日において適用される号給又は基本給月額（以下「号給等」という。）は、旧俸給表における号俸と同じ俸給月額の基本給表における号給（旧俸給表における職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員にあっては、同じ額の基本給月額）とする。
- 四 規則施行前日における号俸等を受けていた期間（当該号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。）は、規則施行日において適用される号給等を受ける期間に通算する。
- 五 規則施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の判定は、規則施行前日における号俸等を受けた日以後の期間（当該号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。）について行うものとする。
- 六 規則施行前日において、給与法の規定に基づき扶養手当、通勤手当、住居手当又は単身赴任手当（以下この項において「諸手当」という。）を支給されていた職員にあっては、当該支給に係る諸手当の届出及び認定をもって、規則施行日において、この規則に基づく届出及び認定がなされたものとみなす。
- 七 規則施行前日において給与法の規定に基づき単身赴任手当を支給されていた者については、引き続き第19条の規定を適用する。
- 八 平成16年6月1日を基準日とする期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給にあっては、平成15年12月2日以降の給与法の適用を受けていた期間を、この規則による在職期間又は勤務期間に通算する。
- 九 規則施行前日において給与法第23条の規定により給与を支給されていた職員が、規則施行日において引き続き第36条の規定により給与を支給されることとなる場合にあっては、規則施行前日まで引き続いた休職の期間は、同条に規定する休職の期間に通算する。
- 十 規則施行前日において病気休暇を承認されていた職員が、引き続き規則施行日において同一傷病等又は同一傷病等に起因すると認められる疾病（業務上又は通勤によるものを除く。）のため勤務時間規則第20条第2項により病気休暇を承認された場合にあっては、第21条の規定にかかわらず、規則施行前日における病気休暇の開始の日から起算して90日（結核性疾患である場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、基本給及び基本給調整手当の半額を減ずる。ただし、管理職手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる基本給の額とする

附 則（平成17年海洋大規第279号）

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年海洋大規第355号）

- 1 この規則は平成18年2月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。ただし、第6条、第14条及び第33条の適用の日は、平成17年12月1日とする。
- 2 平成17年12月1日からこの規則の施行の日の前日までに退職した者については、改正後の第23条の規定を除き改正後の規定は適用しない。
- 3 平成17年11月30日に在職していた者が適用日以後引き続き在職した場合で、改正後の給与額が改正規則第6条、第14条及び第33条の適用がないものとした場合の給与額に達しないこととなる者には、改正前と改正後の給与の差額に相当する額を給与として支給する。
- 4 平成17年11月30日において別表第1から第6までの基本給表に定める職務の級における最高の号給を超える基本給月額を受けていた者の平成17年12月1日における基本給月額は、次に掲げる枠外号給表第1から第6ごとに定める旧号給等に対応する新号給等とし、旧号給等を受けていた期間は新号給等を受けることとなる期間に通算する。

附 則（平成18年海洋大規第357号）

（施行及び適用日）

第1条 この規則は、平成18年7月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（級の切替え）

第2条 この規則の適用日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、学長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

第3条 切替日の前日において別表第1から別表第6までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則表第2に定める号給とする。

2 附則第2条後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える基本給月額等の切替え）

第4条 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える基本給月額を受けていた職員の切替日における号給は次に掲げるとおりとする。

一 旧基本給月額が附則別表第4の基本給月額欄に掲げられている職員 旧級、旧基本給月額及びその者が基本給月額を受けていた期間に応じて附則別表第4に定める号給

二 旧基本給月額が附則別表第5に掲げられている職員 その者の切替日における新級、旧基本旧月額及び経過期間に応じて附則別表第5に定める号給

三 前2号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

（異動者の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認める限度において、学長が必要な調整をすることができる。

（基本給の切替えに伴う経過措置）

第6条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（平成24年海洋大規第101号施行の日において、基本給月額の減額対象となった職員にあっては、当該基本給月額に

100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

- 2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける者又は他の国立大学法人職員及び国立大学法人東京海洋大学職員出向規則（海洋大規第18号）の規定により出向し復帰した職員については、前項に規定する職員とみなす。
（昇給の抑制等）

第7条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同様の右欄に掲げる字句とする。

第7条第5号	4号給	3号給
	3号給	2号給
第7条第6号	4号給	3号給
	3号給	2号給
第15条	100分の18	100分の18を超えない範囲内で学長が定める割合

（平成19年1月1日から平成22年1月1日の昇給）

第8条 平成19年1月1日から平成22年1月1日における昇給の取り扱いについては、学長が別に定める基準によるものとする。

（その他）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は学長が別に定める。

【附則別表】

附 則（平成19年海洋大規第385号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年海洋大規第395号）

この規則は、平成19年12月12日から施行する。

附 則（平成20年海洋大規第398号）

- この規則は、平成20年1月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第33条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。
- 前項の規定にかかわらず、改正後の第33条第2項により平成19年12月に支給する勤奨手当にかかる適用については、100分の75を100分の77.5と、100分の95を100分の97.5とする。
- 平成19年4月1日からこの規則の施行の日（次条において「規則施行日」という。）の前日までに、改正前の規則の規定により、新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給は、学長の定めるところによる。
- 規則施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の規則の規定により、新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の制定による給与の内払とみなす。

附 則（平成20年海洋大規第407号）

この規則は、平成20年3月24日より施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第21条、第22条、第37条及び第38条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年海洋大規第105号）

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第22条第2項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず平成21年12月期に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第30条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、第30条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、第33条第2項中「100分の90」を「100分の95」とする。

3 「国立大学法人東京海洋大学職員の平成21年6月期に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する規則」（平成21年6月1日制定）は廃止する。

附 則（平成22年海洋大規第10号）

この規則は、平成22年1月18日から施行する。

附 則（平成22年海洋大規第46号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年海洋大規第97号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第22条第2項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（特定職員の給与調整）

第2条 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 基本給月額 当該特定職員の基本給月額（基本給表に掲げる級号給の額をいう。以下この条において同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額

二 地域手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

三 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額及びこれに対する地域手当の合計額に、当該職員に支給される期末手当に係る第30条第2項各号以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額

四 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額及びこれに対する地域手当の合計額に、当該職員に支給される勤勉手当に係る第33条第2項に規定する勤務期間及び勤務成績による割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額

基本給表	職務の級
------	------

一般職員基本給表（一）	6級
海事職員基本給表（一）	6級
教育職員基本給表	5級

（平成23年4月1日における号給の調整）

第3条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において給与規則第7条第4項の規定により昇給した職員その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成23年海洋大規第33号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年海洋大規第101号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（号給の調整を行う職員）

第2条 平成24年4月1日（以下この条において「調整日」という。）において号給の調整を行う職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 1号給上位の号給にする職員 次の各号のいずれかに該当する職員とする。
 - イ 調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
 - ロ 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員
 - ハ 調整日において30歳に満たない職員でその者の属する職務の級における最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
- 二 2号給上位の号給にする職員 調整日に30歳に満たない職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員とする。

第3条 平成25年4月1日（以下この条において「調整日」という。）において1号給上位の号給に調整を行う職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 調整日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
- 二 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

第4条 平成26年4月1日（以下この条において「調整日」という。）において1号給上位の号給に調整を行う職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 調整日において38歳未満の職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれも該当する職員
- 二 調整日において38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
- 三 調整日において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年、20年、21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則（平成25年海洋大規第6号）

この規則は、平成25年2月8日から施行する。

附 則（平成26年海洋大規第18号）

この規則は、平成26年3月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年海洋大規第65号）

この規則は、平成26年6月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年海洋大規第34号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年2月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（号給の調整を行う職員）

第2条 教育職員基本給表の改正に伴い、施行日の前日において教育職員基本給適用者として在籍している者のうち施行日（以下この条において「調整日」という。）において号給の調整を行う職員、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 平成24年1月1日の昇給により、職務の級における最高の号給に到達した者
- 二 平成25年1月1日の昇給により、職務の級における最高の号給に到達した者
- 三 平成26年1月1日の昇給により、職務の級における最高の号給に到達した者

2 調整については、該当年1月1日の昇給時の成績をもとにして過程計算を行い、調整日における号給を決定する。

附 則（平成27年海洋大規第36号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第33条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず平成26年12月期に支給する勤勉手当に関する第33条2項の規定の適用については、第33条第2項中「100分の75.0」を「100分の82.5」とする。

附 則（平成27年海洋大規第90号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第2条 施行日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給表の月額が同日において受けていた基本給表の月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額（平成22年海洋大規第97号附則第2条に定める特定職員にあっては55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を支給する。なお、従前の経過措置（平成18年海洋大規第357号附則第6条）については廃止する。

附 則（平成28年海洋大規第147号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第12条及び第19条については平成28年4月1日から適用し、第33条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず平成27年12月期に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、第33条第2項中「100分の80.0（特定幹部職員にあっては、100分の100.0）」を「100分の85.0（特定幹部職員にあっては、100分の105.0）」とする。

3 平成28年3月31日までの間における第15条の適用については、「100分の20」を「100分の18.5」とする。

4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における第19条の単身赴任手当の月額は、「23,000円」を「26,000円」とする。

附 則（平成28年海洋大規第152号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年海洋大規第192号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年海洋大規第124号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成29年3月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第14条の規定は平成29年4月1日から適用するものとし、次条に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第33条第2項の規定は平成28年12月1日から適用し、平成28年12月期に支給する勤労手当に関する第33条第2項の規定の適用については、第33条第2項中「100分の85.0（特定幹部職員にあっては、100分の105.0）」を「100分の90.0（特定幹部職員にあっては、100分の110.0）」とする。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規則（以下この条において「改正後給与規則」という。）第14条第1項ただし書及び第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規則第14条第4項、第5項、第7項及び第8項の規定の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、海事職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び教育職員基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、第5項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第7項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合に

においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第5項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員等以外の職員から一般職（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後給与規則第14条第1項ただし書及び第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規則第14条第4項、第5項、第7項及び第8項の規定の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、海事職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び教育職員基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、第2項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第7項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第5項の規定による届

出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員等以外の職員から一般職（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与規則第14条第1項ただし書並びに第8項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規則第14条第4項、第5項、第7項及び第8項の規定の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「が5級」とあるのは「が5級以上」と、「一般職（一）8級職員等」とあるのは「一般職（一）8級以上職員等」と、「第2項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第7項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第5項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員等以外の職員から一般職（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職（一）8級職員等が一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員等」とあるのは「一般職（一）8級以上職員等が一般職（一）8級以上職員等」と、同項第6号中「一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員等」とあるのは「一般職（一）8級以上職員等」とする。

（附則第2条の規定が適用される間の住居手当の読替え）

- 第3条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第16条第1項第1号中「同条第5項」とあるのは、前条の規定により読み替えられた「改正後給与規則第14条第5項」とする。

（通勤手当の遡及適用）

- 第4条 第17条第2項第2号の規定は平成27年7月1日から適用する。

附 則（平成29年海洋大規第216号）

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成30年海洋大規第27号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年3月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第33条第2項の規定は平成29年12月1日から適用し、平成29年12月期に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、第33条第2項中「100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」を「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とする。

（平成30年4月1日における号給の調整）

第2条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成28年1月1日において第7条第4項の規定により昇給した職員（以下この条において「昇給抑制職員」という）その他昇給抑制職員との均衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号給は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成31年海洋大規第71号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年3月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第30条第2項の規定は平成31年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第33条第2項の規定は平成30年12月1日から適用し、平成30年12月期に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、第33条第2項中「100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）」を「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とする。

附 則（令和2年海洋大規第34号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年3月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第16条第1項、同条第2項及び第23条第2項の規定は令和2年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第33条第2項の規定は令和元年12月1日から適用し、令和元年12月期に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、第33条第2項中「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」を「100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）」とする。

3 令和2年4月1日の前日において改正前の第16条第1項及び第2項の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、同日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、同日から令和3年3月31日までの間、改正後の第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で学長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 改正後の第16条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の第16条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令和2年海洋大規第110号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年海洋大規第86号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年海洋大規第117号）
この規則は、令和3年10月13日から施行する。

附 則（令和4年海洋大規第36号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年海洋大規第59号）
この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年海洋大規第67号）
この規則は、令和4年12月2日から施行する。

附 則（令和5年海洋大規第6号）
（施行期日）
1 この規則は、令和5年1月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
2 前項の規定にかかわらず、第33条第2項の規定は令和4年12月1日から適用し、令和4年12月期に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、第33条第2項中「100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）」を「100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」とする。

附 則（令和6年海洋大規第20号）
（施行期日）
1 この規則は、令和6年1月31日から施行する。
2 前項の規定にかかわらず、第6条に定める別表第1～第6の基本給表については令和5年4月1日から、第30条第2項及び第33条第2項の規定については令和5年12月1日から適用するものとし、令和5年12月期に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第30条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、第30条第2項中「100分の122.5（特定幹部職員にあっては、100分の102.5）」を「100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）」に、第33条第2項中「100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）」を「100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」とする。
3 職員就業規則第26条第1項第1号に規定する職員の基本給月額は、当分の間、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（この附則において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される基本給表の基本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
一 任期を定めて雇用される職員
二 職員就業規則第20条の4第1項の規定の適用を受ける管理監督職を占める職員

三 職員就業規則第26条第2項の規定により定年を延長している職員（職員就業規則第26条第1項第1号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 5 職員就業規則第20条の2第1項の規定により他の役職へ降任された職員であって、当該他の役職に降任された日（以下この附則において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員のうち、特定日にこの附則第3項の規定により当該職員が受ける基本給月額（以下この項において「特定日基本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた基本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎基本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、この附則第3項の規定により当該職員の受ける基本給月額のほか、基礎基本給月額と特定日基本給月額との差額に相当する額を基本給として支給する。
- 6 前項の規定による基本給の額と当該基本給を支給される職員の基本給月額との合計額が、当該職員の属する職務の級における最高の号給の基本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎基本給月額と特定日基本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の基本給月額と当該職員の受ける基本給月額」とする。
- 7 異動日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（この附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、この附則第5項に規定する職員を除く。）であって、この附則第3項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける基本給月額のほか、前2項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。
- 8 この附則第5項又は前項の規定による基本給を支給される職員以外のこの附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、雇用の事情を考慮して当該基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合には、当分の間、当該職員の受ける基本給月額のほか、前3項の規定に準じて算出した基本給として支給する。
- 9 この附則第5項又は第3項の規定による基本給を支給される職員に対する第30条第4項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額とこの附則第5項、第7項又は第8項の規定による基本給の額との合計額」とする。
- 10 この附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第18条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「別表第9に掲げる調整基本額」とあるのは「別表第9に掲げる調整基本額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則（令和7年海洋大規第5号）

この規則は、令和7年1月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第30条第2項及び第33条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

附 則（令和7年海洋大規第43号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第1から別表第6までの基本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第1に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び学長が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認める程度において、学長が必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第7号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、海事職員基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び教育職員基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものに対しては」と、同条第2項中「六 重度心身障害者」とあるのは「/六 重度心身障害者/七 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。/）」と、同条第4項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、第2項第7号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表第1

イ 一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4

21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				

69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

□ 一般職員基本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給
-----	-----

	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39

48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	

96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ 海事職員基本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1

7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1
11	7	3	1	1	1
12	8	4	1	1	1
13	9	5	1	1	1
14	10	6	2	1	1
15	11	7	3	1	1
16	12	8	4	1	1
17	13	9	5	1	1
18	14	10	6	2	2
19	15	11	7	3	3
20	16	12	8	4	4
21	17	13	9	5	5
22	18	14	10	6	6
23	19	15	11	7	7
24	20	16	12	8	8
25	21	17	13	9	9
26	22	18	14	10	10
27	23	19	15	11	11
28	24	20	16	12	12
29	25	21	17	13	13
30	26	22	18	14	
31	27	23	19	15	
32	28	24	20	16	
33	29	25	21	17	
34	30	26	22	18	
35	31	27	23	19	
36	32	28	24	20	
37	33	29	25	21	
38	34	30	26	22	
39	35	31	27	23	
40	36	32	28	24	
41	37	33	29	25	
42	38	34	30	26	
43	39	35	31	27	
44	40	36	32	28	
45	41	37	33	29	
46	42	38	34	30	
47	43	39	35	31	
48	44	40	36	32	
49	45	41	37	33	
50	46	42	38	34	
51	47	43	39	35	
52	48	44	40	36	
53	49	45	41	37	
54	50	46	42	38	

55	51	47	43	39	
56	52	48	44	40	
57	53	49	45	41	
58	54	50	46		
59	55	51	47		
60	56	52	48		
61	57	53	49		
62	58	54	50		
63	59	55	51		
64	60	56	52		
65	61	57	53		
66	62	58	54		
67	63	59	55		
68	64	60	56		
69	65	61	57		
70	66	62	58		
71	67	63	59		
72	68	64	60		
73	69	65	61		
74	70	66			
75	71	67			
76	72	68			
77	73	69			
78	74	70			
79	75	71			
80	76	72			
81	77	73			
82	78	74			
83	79	75			
84	80	76			
85	81	77			
86	82	78			
87	83	79			
88	84	80			
89	85	81			
90	86				
91	87				
92	88				
93	89				
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				

二 海事職員基本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	1級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	2	2	2	1
7	1	3	3	3	1
8	1	4	4	4	1
9	1	5	5	5	1
10	1	6	6	6	2
11	1	7	7	7	3
12	1	8	8	8	4
13	1	9	9	9	5
14	2	10	10	10	6
15	3	11	11	11	7
16	4	12	12	12	8
17	5	13	13	13	9
18	6	14	14	14	10
19	7	15	15	15	11
20	8	16	16	16	12
21	9	17	17	17	13
22	10	18	18	18	14
23	11	19	19	19	15
24	12	20	20	20	16
25	13	21	21	21	17
26	14	22	22	22	18
27	15	23	23	23	19
28	16	24	24	24	20
29	17	25	25	25	21
30	18	26	26	26	22
31	19	27	27	27	23
32	20	28	28	28	24
33	21	29	29	29	25
34	22	30	30	30	26
35	23	31	31	31	27
36	24	32	32	32	28
37	25	33	33	33	29
38	26	34	34	34	30
39	27	35	35	35	31
40	28	36	36	36	32
41	29	37	37	37	33
42	30	38	38	38	34
43	31	39	39	39	35
44	32	40	40	40	36
45	33	41	41	41	37

46	34	42	42	42	38
47	35	43	43	43	39
48	36	44	44	44	40
49	37	45	45	45	41
50	38	46	46	46	42
51	39	47	47	47	43
52	40	48	48	48	44
53	41	49	49	49	45
54	42	50	50	50	46
55	43	51	51	51	47
56	44	52	52	52	48
57	45	53	53	53	49
58	46	54	54	54	50
59	47	55	55	55	51
60	48	56	56	56	52
61	49	57	57	57	53
62	50	58	58	58	54
63	51	59	59	59	55
64	52	60	60	60	56
65	53	61	61	61	57
66	54	62	62	62	58
67	55	63	63	63	59
68	56	64	64	64	60
69	57	65	65	65	61
70	58	66	66	66	
71	59	67	67	67	
72	60	68	68	68	
73	61	69	69	69	
74	62	70	70	70	
75	63	71	71	71	
76	64	72	72	72	
77	65	73	73	73	
78	66	74	74	74	
79	67	75	75	75	
80	68	76	76	76	
81	69	77	77	77	
82	70	78	78	78	
83	71	79	79	79	
84	72	80	80	80	
85	73	81	81	81	
86		82	82	82	
87		83	83	83	
88		84	84	84	
89		85	85	85	
90		86	86		
91		87	87		
92		88	88		
93		89	89		

94		90	90		
95		91	91		
96		92	92		
97		93	93		
98		94	94		
99		95	95		
100		96	96		
101		97	97		
102		98	98		
103		99	99		
104		100	100		
105		101	101		
106		102	102		
107		103	103		
108		104	104		
109		105	105		
110		106			
111		107			
112		108			
113		109			

ホ 教育職員基本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	

25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	

73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

へ 医療職員基本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給
-----	-----

	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31

48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			

96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

附 則(令和8年海洋大規第70号)

この規則は、令和8年3月10日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第13条別表第8並びに第14条第3項第2号の改正規定、第17条第2項第2号の表の改正及び新設の規定、同条同項第3号ロ及びハの改正規定、同条第12項から第15項の新設規定、第17条の2、第17条の4第1項第2号並びに第28条第1項の改正規定、第31条並びに第32条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

一般職員基本給表(一)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				

58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700							
87	266,500	306,100	356,100							
88	266,800	306,400	356,500							
89	267,100	306,700	356,700							
90	267,400	307,000	357,100							
91	267,700	307,300	357,500							
92	268,000	307,600	357,900							
93	268,300	307,800	358,100							
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							
97		308,900	359,400							
98		309,200	359,800							
99		309,500	360,200							
100		309,900	360,600							
101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							

108	312,100	363,800							
109	312,300	364,200							
110	312,600								
111	313,000								
112	313,300								
113	313,500								
114	313,700								
115	314,000								
116	314,400								
117	314,600								
118	314,800								
119	315,100								
120	315,400								
121	315,700								
122	315,900								
123	316,200								
124	316,500								
125	316,800								

備考 :この表は、他の基本給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

一般職員基本給表(二)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600

58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		
101	259,800	277,900	313,200		
102	260,100	278,100	313,600		
103	260,400	278,400	313,900		
104	260,600	278,700	314,300		
105	260,800	278,900	314,600		
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		
108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		

120	282,700	318,600		
121	282,900	318,800		
122	283,100	319,100		
123	283,400	319,400		
124	283,700	319,600		
125	283,900	319,800		
126	284,100	320,100		
127	284,400	320,400		
128	284,700	320,600		
129	284,900	320,800		
130	285,100			
131	285,400			
132	285,700			
133	285,900			
134	286,100			
135	286,400			
136	286,700			
137	286,900			

備考 :この表は、自動車運転手及び守衛に適用する。

別表第3

海事職員基本給表(一)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	476,600	532,600
2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	478,400	533,700
3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	480,200	534,800
4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	482,000	535,800
5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	483,800	536,800
6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500	485,500	537,400
7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	487,200	538,200
8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	488,800	539,000
9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	490,200	539,700
10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	491,400	540,200
11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	492,600	540,800
12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	493,600	541,400
13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	494,500	542,000
14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	495,500	
15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	496,500	
16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	497,400	
17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	497,700	
18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	498,600	
19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	499,400	
20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	500,300	
21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	501,200	
22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	502,100	
23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	503,000	
24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	503,900	
25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	504,700	
26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	505,400	
27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	506,000	
28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	506,600	
29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	507,100	
30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	507,600	
31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	508,200	
32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	508,800	
33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100	
34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600	
35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100	
36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600	
37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100	
38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700	
39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000	
40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600	
41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000	513,100	
42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700		
43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300		
44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900		
45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200		
46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800		
47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400		
48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000		
49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400		
50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700		
51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000		
52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200		
53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400		
54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600		
55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900		
56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200		
57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400		

58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700
59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000
60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200
61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400
62	301,900	335,900	386,300	440,600	
63	302,200	336,200	386,600	441,100	
64	302,400	336,400	386,900	441,600	
65	302,600	336,600	387,100	442,100	
66	302,800	336,900	387,300	442,700	
67	303,000	337,200	387,600	443,200	
68	303,300	337,400	387,900	443,800	
69	303,600	337,600	388,200	444,300	
70			388,400	444,800	
71			388,700	445,400	
72			389,000	446,000	
73			389,300	446,300	
74			389,700	446,900	
75			390,100	447,500	
76			390,500	448,000	
77			390,900	448,400	
78			391,300	448,900	
79			391,800	449,600	
80			392,300	450,300	
81			392,700	450,500	
82			393,100		
83			393,500		
84			393,900		
85			394,400		
86			394,900		
87			395,400		
88			395,900		
89			396,200		
90			396,600		
91			396,900		
92			397,300		
93			397,800		
94			398,100		
95			398,600		
96			399,000		
97			399,600		

備考 :この表は、船舶に乗組む職員のうち、船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び事務長に適用する。

別表第4

海事職員基本給表(二)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	221,200	258,000	299,300	326,200	350,400	373,400
2	222,900	261,000	300,200	327,700	351,200	374,500
3	224,600	263,900	301,100	329,200	351,900	375,500
4	226,200	266,800	301,900	330,200	352,600	375,900
5	227,700	269,700	302,800	330,900	353,200	376,300
6	230,400	271,700	303,700	331,600	353,700	377,100
7	233,200	273,700	304,600	332,400	354,200	377,900
8	235,800	275,600	305,500	333,200	354,600	378,500
9	238,500	277,400	306,400	334,100	355,000	379,200
10	240,700	278,800	307,400	335,100	355,400	380,000
11	242,800	280,300	308,400	336,100	355,800	380,800
12	244,900	281,700	309,300	337,100	356,100	381,400
13	246,900	283,000	310,300	337,900	356,400	382,100
14	248,700	284,000	311,300	338,500	356,800	382,900
15	250,500	284,700	312,300	339,000	357,100	383,800
16	252,100	285,300	313,400	339,500	357,400	384,700
17	253,600	285,800	314,200	339,900	357,700	385,400
18	255,100	286,300	315,000	340,400	358,000	386,300
19	256,700	286,700	315,800	340,900	358,300	387,100
20	258,200	287,100	316,800	341,300	358,600	387,900
21	259,600	287,600	317,900	341,700	358,800	388,600
22	260,900	288,400	319,000	342,000	359,100	389,400
23	262,000	289,100	320,000	342,300	359,400	390,300
24	263,200	289,700	321,000	342,600	359,600	391,100
25	264,300	290,300	321,800	342,900	359,800	391,900
26	265,300	290,800	322,600	343,200	360,100	392,500
27	266,400	291,300	323,400	343,500	360,400	393,100
28	267,300	291,800	324,200	343,800	360,600	393,800
29	268,300	292,400	324,900	344,000	360,800	394,500
30	269,200	293,100	325,700	344,300	361,100	395,200
31	270,100	293,800	326,500	344,600	361,400	395,800
32	270,900	294,200	327,300	344,800	361,600	396,400
33	271,600	294,500	328,100	345,000	361,800	396,900
34	272,300	294,800	328,900	345,200	362,100	397,500
35	272,800	295,100	329,600	345,400	362,400	398,000
36	273,300	295,400	330,200	345,700	362,600	398,600
37	273,900	295,900	330,900	346,000	362,800	399,200
38	274,500	296,400	331,700	346,300	363,100	399,900
39	275,000	296,900	332,400	346,600	363,400	400,600
40	275,500	297,500	333,000	346,800	363,600	401,400
41	275,900	298,000	333,600	347,000	363,800	402,200
42	276,300	298,500	334,300	347,300	364,100	403,000
43	276,700	299,000	335,000	347,600	364,400	403,700
44	277,100	299,600	335,500	347,800	364,600	404,400
45	277,700	300,100	335,900	348,000	364,800	405,200
46	278,300	300,700	336,300	348,300	365,100	405,900
47	278,900	301,300	336,700	348,600	365,400	406,500
48	279,500	301,900	337,000	348,800	365,600	407,200
49	280,000	302,400	337,300	349,000	365,800	408,100
50	280,600	303,000	337,600	349,300	366,100	408,900
51	281,200	303,500	337,900	349,600	366,400	409,700

52	281,700	304,000	338,200	349,800	366,600	410,300
53	282,200	304,500	338,400	350,000	366,800	410,800
54	282,700	304,900	338,700	350,300	367,100	411,500
55	283,200	305,400	339,000	350,600	367,400	412,100
56	283,700	305,800	339,200	350,800	367,600	412,800
57	284,200	306,100	339,500	351,000	367,800	413,400
58	284,700	306,500	339,800	351,300	368,100	413,900
59	285,200	306,900	340,100	351,600	368,400	414,200
60	285,600	307,200	340,300	351,800	368,600	414,600
61	286,000	307,600	340,500	352,000	368,800	415,300
62	286,300	308,000	340,800	352,300	369,100	
63	286,600	308,300	341,100	352,600	369,400	
64	286,800	308,500	341,300	352,800	369,600	
65	287,000	308,800	341,500	353,000	369,800	
66	287,300	309,000	341,800	353,300	370,100	
67	287,600	309,300	342,100	353,600	370,400	
68	287,800	309,600	342,300	353,800	370,600	
69	288,000	309,900	342,500	354,000	370,800	
70	288,300	310,100	342,800	354,200	371,100	
71	288,500	310,400	343,100	354,400	371,400	
72	288,700	310,700	343,300	354,600	371,600	
73	289,000	311,000	343,500	355,000	371,800	
74		311,300	343,800	355,200	372,100	
75		311,600	344,100	355,500	372,400	
76		311,800	344,300	355,800	372,600	
77		312,000	344,500	356,000	372,800	
78		312,300	344,800	356,300	373,100	
79		312,600	345,100	356,600	373,400	
80		312,800	345,300	356,800	373,600	
81		313,000	345,500	357,000	373,800	
82		313,300	345,800	357,300	374,100	
83		313,600	346,000	357,600	374,400	
84		313,800	346,200	357,800	374,600	
85		314,000	346,500	358,000	374,800	
86		314,300	346,800	358,300		
87		314,600	347,000	358,600		
88		314,800	347,300	358,800		
89		315,000	347,500	359,000		
90		315,200	347,700	359,200		
91		315,500	348,000	359,500		
92		315,800	348,300	359,700		
93		316,000	348,500	360,000		
94		316,300	348,800	360,300		
95		316,600	349,000	360,600		
96		316,800	349,300	360,800		
97		317,000	349,500	361,000		
98		317,200	349,700	361,300		
99		317,400	349,900	361,600		
100		317,700	350,100	361,800		
101		318,000	350,500	362,000		
102		318,300	350,700	362,400		
103		318,500	350,900	362,600		
104		318,700	351,200	362,800		
105		319,000	351,500	363,000		
106			351,700			
107			352,000			
108			352,300			
109			352,500			

備考 :この表は、船舶に乗組む職員のうち、甲板部、機関部及び厨房部の職務に従事するものに適用する。

別表第5

教育職員基本給表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200	580,500
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400	587,500
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900	593,300
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300	598,200
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500	602,100
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200	605,000
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700	607,200
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900	609,200
9	250,500	290,000	366,500	417,300	542,500	
10	252,300	291,900	368,500	418,300	547,700	
11	254,100	293,700	370,500	419,400	552,300	
12	255,900	295,600	372,400	420,500	556,600	
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700	
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500	
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200	
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600	
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600	
18	265,200	308,000	381,600	426,700		
19	266,500	310,700	382,800	427,800		
20	267,900	313,300	384,100	428,900		
21	269,200	315,900	385,400	429,900		
22	270,500	318,300	386,600	431,000		
23	271,900	320,700	387,800	432,100		
24	273,200	322,900	388,900	433,200		
25	274,700	325,100	390,000	434,100		
26	276,300	327,100	391,300	435,200		
27	277,900	329,100	392,600	436,200		
28	279,500	331,100	393,900	437,200		
29	281,000	333,100	395,100	438,100		
30	282,700	335,000	396,400	439,200		
31	284,400	336,900	397,700	440,200		
32	286,200	338,800	398,900	441,300		
33	288,000	340,600	400,100	442,300		
34	289,200	342,500	401,300	443,500		
35	290,400	344,400	402,500	444,600		
36	291,500	346,300	403,600	445,800		
37	292,500	348,000	404,600	446,500		
38	293,500	349,200	405,800	447,400		
39	294,500	350,300	406,900	448,300		
40	295,500	351,300	407,900	449,100		
41	296,400	351,800	409,000	449,900		
42	297,500	352,200	410,200	450,800		
43	298,600	352,600	411,300	451,600		
44	299,500	352,900	412,400	452,300		
45	300,400	353,400	413,300	453,000		
46	301,400	353,900	414,300	453,900		
47	302,300	354,400	415,300	454,800		
48	303,200	354,700	416,200	455,700		
49	304,100	355,000	417,400	456,600		
50	304,500	355,300	418,700	457,500		
51	304,900	355,600	420,100	458,500		
52	305,300	355,900	421,400	459,400		
53	305,700	356,300	422,200	460,400		
54	306,100	356,600	423,200	461,400		
55	306,400	357,000	424,200	462,300		
56	306,700	357,300	425,300	463,300		
57	307,100	357,600	426,200	464,200		

58	307,500	358,000	426,900	465,100
59	308,000	358,300	427,700	466,000
60	308,300	358,700	428,400	467,000
61	308,600	359,000	429,100	467,800
62	308,900	359,300	429,900	468,200
63	309,200	359,700	430,700	468,800
64	309,600	360,000	431,300	469,400
65	310,000	360,300	431,900	470,100
66	310,300	360,700	432,400	470,800
67	310,700	361,000	432,800	471,100
68	311,000	361,400	433,200	471,700
69	311,400	361,800	433,500	472,100
70	311,700	362,100	433,800	472,500
71	312,100	362,500	434,100	472,800
72	312,500	362,900	434,500	473,100
73	312,800	363,200	434,800	473,400
74	313,100	363,600	435,100	473,700
75	313,500	364,000	435,500	474,000
76	313,800	364,400	435,900	474,300
77	314,100	364,700	436,200	474,600
78	314,400	365,100	436,500	475,000
79	314,800	365,500	436,900	475,300
80	315,100	366,000	437,200	475,600
81	315,400	366,500	437,500	475,900
82	315,700	367,100	437,900	476,300
83	316,000	367,800	438,200	476,600
84	316,400	368,400	438,500	476,900
85	316,700	369,000	438,800	477,200
86	317,100	369,600	439,100	
87	317,500	370,200	439,300	
88	317,900	370,800	439,600	
89	318,200	371,300	439,900	
90	318,500	371,700	440,200	
91	318,800	372,000	440,400	
92	319,200	372,400	440,700	
93	319,600	372,800	441,000	
94	320,000	373,200	441,300	
95	320,400	373,600	441,600	
96	320,800	374,000	441,900	
97	321,200	374,600	442,200	
98	321,700	375,100	442,500	
99	322,200	375,500	442,800	
100	322,800	376,000	443,100	
101	323,100	376,400	443,400	
102	323,400	376,900	443,700	
103	323,600	377,200	444,000	
104	323,900	377,500	444,300	
105	324,200	378,000	444,500	
106	324,500	378,400		
107	324,800	378,900		
108	325,000	379,400		
109	325,300	379,800		
110	325,600	380,300		
111	325,900	380,700		
112	326,300	381,100		
113	326,600	381,500		
114	326,900	381,900		
115	327,200	382,300		
116	327,500	382,700		
117	327,700	383,100		
118	328,000	383,500		
119	328,400	383,900		

120	328,800	384,300				
121	329,000	384,600				
122	329,300	385,000				
123	329,600	385,400				
124	330,000	385,700				
125	330,200	386,100				
126	330,400	386,600				
127	330,700	387,100				
128	331,000	387,500				
129	331,200	387,900				
130	331,500	388,400				
131	331,900	388,900				
132	332,100	389,400				
133	332,300	389,900				
134	332,600	390,400				
135	332,900	390,900				
136	333,100	391,400				
137	333,300	391,900				
138	333,500	392,400				
139	333,700	392,900				
140	334,000	393,400				
141	334,400	393,900				
142	334,700					
143	335,000					
144	335,300					
145	335,700					
146	336,000					
147	336,200					
148	336,500					
149	336,800					
150	337,100					
151	337,400					
152	337,600					
153	337,900					
154	338,200					
155	338,500					
156	338,800					
157	339,000					

備考 :この表は、教授、准教授、講師、助教、助手及びリサーチ・アドミニストレーターに適用する。

別表第6

医療職員基本給表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	

58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	
105	304,900	335,600	369,900	389,200	
106	305,300	336,100	370,400	389,600	
107	305,700	336,600	370,900	390,100	
108	306,000	337,100	371,400	390,600	
109	306,200	337,500	371,900	391,200	
110	306,500	337,800	372,400		
111	306,700	338,100	372,900		
112	307,000	338,400	373,300		
113	307,300	338,700	373,700		
114	307,500	339,100	374,100		
115	307,800	339,400	374,600		
116	308,000	339,700	375,100		
117	308,300	339,900	375,500		
118	308,500	340,200	376,000		
119	308,800	340,500	376,500		

120	309,100	340,700	377,000				
121	309,400	340,900	377,300				
122	309,700	341,200					
123	310,000	341,500					
124	310,300	341,800					
125	310,500	342,000					
126	310,700	342,300					
127	311,000	342,600					
128	311,400	342,800					
129	311,600	343,000					
130	311,900	343,200					
131	312,200	343,500					
132	312,600	343,700					
133	312,800	344,000					
134	313,100	344,400					
135	313,400	344,800					
136	313,700	345,200					
137	313,900	345,500					
138	314,200	345,900					
139	314,500	346,300					
140	314,800	346,700					
141	315,000	347,000					
142	315,300	347,400					
143	315,700	347,700					
144	316,000	348,100					
145	316,200	348,400					
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						

備考 :この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第7（第12条関係）

管理職手当

ア 一般職員基本給表（一）の適用を受ける職員

職務の級	区分	手当額
10級	一種	139,300円
9級	一種	130,300円
	二種	104,200円
8級	一種	117,100円
	二種	94,000円
	三種	82,200円
7級	二種	88,500円
	三種	77,400円
	四種	66,400円
6級	三種	72,700円
	四種	62,300円
	五種	51,900円
5級	三種	69,400円
	四種	59,500円
	五種	49,600円
4級	四種	55,500円
	五種	46,300円

イ 教育職員基本給表の適用を受ける職員

職務の級	区分	手当額
5級	一種	133,600円
	二種	106,900円
	三種	93,500円
	四種	80,200円
	五種	66,800円
	六種	53,400円
	七種	40,100円

ウ 海事職員基本給表(一)の適用を受ける職員

職務の級	区分	手当額
7 級	一種	130,100 円
	二種	106,200 円
6 級	一種	123,100 円
	二種	99,400 円
	三種	87,000 円
5 級	三種	81,100 円
	四種	69,500 円
4 級	三種	74,900 円
	四種	64,200 円

備考 1：平成 19 年 4 月 1 日の改正の前日から引き続き同一の職にあるもののうち、改正後の支給額が改正前の支給額を下回る場合には、改正後の支給額のほか、改正前の額と改正後の額との差額に次に掲げる期間に応じた支給割合を乗じて得た額(1 円未満切捨て)を管理職手当として支給する。

- 一 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- 二 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

備考 2：同一の職務の級に複数ある区分の適用については、その特殊性を考慮し学長が定める。

別表第 8 (第 13 条関係)

初任給調整手当

期間の区分	支給額
1 年未満	52,100 円
1 年以上 2 年未満	52,100 円
2 年以上 3 年未満	52,100 円
3 年以上 4 年未満	52,100 円
4 年以上 5 年未満	52,100 円
5 年以上 6 年未満	52,100 円
6 年以上 7 年未満	50,300 円
7 年以上 8 年未満	48,500 円
8 年以上 9 年未満	46,700 円
9 年以上 10 年未満	44,900 円
10 年以上 11 年未満	43,100 円
11 年以上 12 年未満	41,300 円
12 年以上 13 年未満	39,500 円
13 年以上 14 年未満	37,700 円
14 年以上 15 年未満	36,300 円
15 年以上 16 年未満	34,900 円
16 年以上 17 年未満	33,500 円
17 年以上 18 年未満	32,100 円
18 年以上 19 年未満	30,700 円
19 年以上 20 年未満	29,300 円
20 年以上 21 年未満	27,900 円
21 年以上 22 年未満	27,300 円
22 年以上 23 年未満	26,700 円
23 年以上 24 年未満	25,700 円
24 年以上 25 年未満	25,100 円
25 年以上 26 年未満	24,500 円
26 年以上 27 年未満	23,900 円
27 年以上 28 年未満	23,300 円
28 年以上 29 年未満	22,500 円
29 年以上 30 年未満	22,200 円
30 年以上 31 年未満	21,800 円
31 年以上 32 年未満	21,200 円
32 年以上 33 年未満	20,300 円
33 年以上 34 年未満	19,400 円
34 年以上 35 年未満	18,700 円

別表第9（第18条関係）

基本給調整手当

1 大学院担当手当

表一

職 員	適 用 者	調整数
大学院を担当する 教員	大学院担当教員のうち、授業を年度を通じて2単位以上担当し、かつ、博士後期課程の学生4人以上（留学、休学及び停学者は除く）を主任指導する者	3
	学部、附属施設等に配置されている教授、准教授、講師又は助教で大学院において授業を年度を通じて2単位以上担当する者又は主任として博士課程の学生に対する研究指導を担当する者	2

表二

教育職員基本給表

職務の級	調整基本額
1 級	9,000 円
2 級	10,500 円
3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,000 円
6 級	16,300 円

備考1：大学院を担当する教員に対する基本給調整手当（以下「大学院担当手当」という。）は、表一に掲げる職員の職務の級に応じて表二に掲げる調整基本額にその者に係る表一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

備考2：大学院担当手当を支給する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院研究科に配置されている教授、准教授、講師及び助教のうち、当該大学院研究科において直接に講義、演習、実験又は実習の指導（以下「講義等」という。）を年度を通じて2単位以上担当するもの、又は主任として学生に対する研究指導（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第11条第1項に規定するものをいい、1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。以下「主任指導」という。）を担当するもの

- (2) 前号以外の教授，准教授，講師及び助教で次の一に該当し，かつ，大学院研究科において講義等を年度を通じて4単位以上担当するもの，又は主任指導を行うほか講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの
- イ 大学院研究科新設の際当該研究科の教員組織の編成上必要な教授，准教授及び講師として学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第43条に規定する大学設置・学校法人審議会の審査を経ているもの
- ロ 前号に該当するものから，前号以外の教授，准教授及び講師に異動し，引き続き当該講義等又は主任指導を担当する必要があるもの
- ハ 大学院研究科の教育課程として編成されている授業科目について，前号に掲げる教員が欠員等のため又は前号に掲げる教員に適任者が得られないため，これを補うものとして担当を命ぜられているもの

2 船員担当手当

表一

職 員	適 用 者	調整数
練習船に乗り組む 船員	練習船に乗り組み，実習生を直接教育する教員である船長，機関長，通信長，航海士，機関士，通信士，各長及び各次長	2
	練習船に乗り組む職員で海事職員基本給表（二）の適用を受けるもの	2

表二

ア 海事職員基本給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,000 円
2 級	8,600 円
3 級	10,600 円
4 級	12,200 円

5 級	12,800 円
6 級	14,100 円
7 級	15,200 円

備考 1： 練習船に乗り組む船員のうち教員に対する基本給調整手当は，表一に掲げる職員の職務の級に応じて表二に掲げる調整基本額にその者に係る表一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率で除して得た数を乗じて得た額とし，その額に 1 円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。

表二

イ 海事職員基本給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200 円
2 級	7,800 円
3 級	9,200 円
4 級	9,500 円
5 級	9,900 円
6 級	10,800 円

備考 1： 練習船に乗り組む船員のうち船員に対する基本給調整手当は，表一に掲げる職員の職務の級に応じて表二に掲げる調整基本額にその者に係る表一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率で除して得た数を乗じて得た額とし，その額に 1 円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。

別表第10（第20条関係）

特殊勤務手当

1 潜水手当

潜水手当は、職員が潜水器具（ヘルメット式潜水器又はスキューバ式潜水器その他の潜水器で空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けるものをいう。）を着用して潜水作業に従事したときに支給する。

手当の額は、作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次表に定める額とする。

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円
30メートルを超えるとき	1,500円

備考1：作業日数は暦日によって計算する。

備考2：一給与期間の潜水手当の額を算定する場合において、当該期間における潜水作業に従事した上表に定める手当の額の区分ごとの合計時間に10分に満たない端数があるとき又は当該合計時間が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を10分に切り上げる。

2 極地観測手当

極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次表に定める額とする。

職務の級	手当額
海事職員基本給表（一）6級以上の級 教育職員基本給表5級	4,100円
海事職員基本給表（一）5級及び4級 海事職員基本給表（二）6級 教育職員基本給表4級及び3級	3,100円
海事職員基本給表（一）3級 海事職員基本給表（二）5級 教育職員基本給表2級	2,400円
海事職員基本給表（一）2級 海事職員基本給表（二）4級及び3級 教育職員基本給表1級 医療職員基本給表2級	2,000円
海事職員基本給表（一）1級 海事職員基本給表（二）2級	1,900円
海事職員基本給表（二）1級	1,800円

別表第 1 1 (第 29 条関係)

管理職員特別勤務手当

区分	勤務 1 回の支給額
一種	12,000 円
二種	10,000 円
三種	8,500 円
四種	7,000 円
五種	6,000 円

備考 1 その者に適用される第 12 条関係別表 7 の区分に応じ、勤務 1 回につき支給される。この場合、1 回の勤務が 6 時間を超える場合は、上表の額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

別表第 12

表一（第 30 条第 2 項関係）

特定幹部職員

基本給表	職務の級	管理職手当区分
一般職員基本給表(一)	10 級, 9 級, 8 級及び 7 級	一種又は二種
教育職員基本給表	6 級及び 5 級	一種又は二種
海事職員基本給表(一)	7 級及び 6 級	一種又は二種

表二（第 30 条第 4 項関係）

職務の複雑、困難及び責任の度合い等を考慮した加算割合

基本給表	職務の級	管理職手当区分
一般職員基本給表(一)	10 級, 9 級及び 8 級	100 分の 20
	7 級及び 6 級	100 分の 15
	5 級及び 4 級	100 分の 10
	3 級	100 分の 5
一般職員基本給表(二)	3 級	100 分の 5
教育職員基本給表	6 級	100 分の 20
	5 級	100 分の 15 (学長が定めるもの にあつては 100 分の 20)
	4 級及び 3 級の教員	100 分の 10 (学長が定めるもの にあつては 100 分の 15)
	2 級の教員のうち修士課程修了後 5 年以上の経験年数を有する教員	100 分の 5
	1 級の教員のうち大学 4 卒後 20 年以上の経験年数を有する教員	100 分の 5
医療職員基本給表	3 級の職員	100 分の 5
	2 級の職員のうち短大 3 卒後 15 年以上の経験年数を有する職員	
海事職員基本給表(一)	7 級	100 分の 20

	6 級	100 分の 15
	5 級及び 4 級	100 分の 10
	3 級	100 分の 5
海事職員基本給表(二)	6 級	100 分の 10
	5 級及び 4 級	100 分の 5

備考 1：表一に定める特定幹部職員の加算割合は、一種にあつては 100 分の 25 と、二種にあつては 100 分の 15 と読み替えて、この表を適用するものとする。

別表第13（第33条関係）

勤勉手当 勤務期間

勤務期間	割合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月15日以上 6ヶ月未満	100分の95
5ヶ月以上 5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上 5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上 4ヶ月15日未満	100分の70
3ヶ月15日以上 4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上 3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上 3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上 2ヶ月15日未満	100分の30
1ヶ月15日以上 2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上 1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上 1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

附則別表第1 職務の級の切替表

基本給表	旧級	新級
一般職員基本給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
一般職員基本給表(二)	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	5級	4級

	6 級	5 級
海事職員基本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
海事職員基本給表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
教育職員基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
		6 級

医療職員基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

イ 一般職員基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

ロ 一般職員基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上6月未滿		126				
	6月以上9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

ハ 海事職員基本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	10	6	1
	6月以上9月未満	23	23	23	19	11	7	1
	9月以上12月未満	24	24	24	20	12	8	1
	12月以上	25	25	25	21	13	9	1
8	3月未満	25	25	25	21	13	9	1
	3月以上6月未満	26	26	26	22	14	10	2
	6月以上9月未満	27	27	27	23	15	11	3
	9月以上12月未満	28	28	28	24	16	12	4
	12月以上	29	29	29	25	17	13	5
9	3月未満	29	29	29	25	17	13	5
	3月以上6月未満	30	30	30	26	18	14	6
	6月以上9月未満	31	31	31	27	19	15	7
	9月以上12月未満	32	32	32	28	20	16	8
	12月以上	33	33	33	29	21	17	9
10	3月未満	33	33	33	29	21	17	9
	3月以上6月未満	34	34	34	30	22	18	10
	6月以上9月未満	35	35	35	31	23	19	11
	9月以上12月未満	36	36	36	32	24	20	12
	12月以上	37	37	37	33	25	21	13
11	3月未満	37	37	37	33	25	21	13
	3月以上6月未満	38	38	38	34	26	22	14
	6月以上9月未満	39	39	39	35	27	23	15
	9月以上12月未満	40	40	40	36	28	24	16
	12月以上	41	41	41	37	29	25	17

12	3月未滿	41	41	41	37	29	25	17
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	30	26	18
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	31	27	19
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	32	28	20
	12月以上	45	45	45	41	33	29	21
13	3月未滿	45	45	45	41	33	29	21
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	34	30	22
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	35	31	23
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	36	32	24
	12月以上	49	49	49	45	37	33	25
14	3月未滿	49	49	49	45	37	33	25
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	38	34	26
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	39	35	27
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	40	36	28
	12月以上	53	53	53	49	41	37	29
15	3月未滿	53	53	53	49	41	37	29
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	42	38	29
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	43	39	29
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	44	40	29
	12月以上	57	57	57	53	45	41	29
16	3月未滿	57	57	57	53	45	41	
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	46	42	
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	47	43	
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	48	44	
	12月以上	61	61	61	57	49	45	
17	3月未滿	61	61	61	57	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	53	49	
18	3月未滿	65	65	65	61	53	49	
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	54	50	
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	55	51	
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	56	52	
	12月以上	69	69	69	65	57	53	
19	3月未滿	69	69	69	65	57	53	
	3月以上6月未滿	69	69	70	66	58	54	
	6月以上9月未滿	69	69	71	67	59	55	
	9月以上12月未滿	69	69	72	68	60	56	
	12月以上	69	69	73	69	61	57	
20	3月未滿			73	69	61	57	
	3月以上6月未滿			74	70	62	57	
	6月以上9月未滿			75	71	63	57	
	9月以上12月未滿			76	72	64	57	
	12月以上			77	73	65	57	
21	3月未滿			77	73	65		
	3月以上6月未滿			78	74	66		
	6月以上9月未滿			79	75	67		
	9月以上12月未滿			80	76	68		
	12月以上			81	77	69		
22	3月未滿			81	77	69		
	3月以上6月未滿			82	78	70		
	6月以上9月未滿			83	79	71		
	9月以上12月未滿			84	80	72		
	12月以上			85	81	73		

23	3月未満			85	81	73	
	3月以上6月未満			86	82	73	
	6月以上9月未満			87	83	73	
	9月以上12月未満			88	84	73	
	12月以上			89	85	73	
24	3月未満			89	85		
	3月以上6月未満			90	86		
	6月以上9月未満			91	87		
	9月以上12月未満			92	88		
	12月以上			93	89		
25	3月未満			93	89		
	3月以上6月未満			94	89		
	6月以上9月未満			95	89		
	9月以上12月未満			96	89		
	12月以上			97	89		
26	3月未満			97			
	3月以上6月未満			98			
	6月以上9月未満			99			
	9月以上12月未満			100			
	12月以上			101			
27	3月未満			101			
	3月以上6月未満			101			
	6月以上9月未満			101			
	9月以上12月未満			101			
	12月以上			101			

二 海事職員基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間						
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	4	4	1	1	1
	12月以上	9	5	5	1	1	1
4	3月未満	9	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	8	8	4	1	1
	12月以上	13	9	9	5	1	1
5	3月未満	13	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	12	12	8	4	1
	12月以上	17	13	13	9	5	1
6	3月未満	17	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	16	16	12	8	4
	12月以上	21	17	17	13	9	5
7	3月未満	21	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	20	20	16	12	8
	12月以上	25	21	21	17	13	9
8	3月未満	25	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	24	24	20	16	12
	12月以上	29	25	25	21	17	13
9	3月未満	29	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	28	28	24	20	16
	12月以上	33	29	29	25	21	17
10	3月未満	33	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	32	32	28	24	20
	12月以上	37	33	33	29	25	21
11	3月未満	37	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	36	36	32	28	24
	12月以上	41	37	37	33	29	25

12	3月未滿	41	37	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	38	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	39	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	40	40	36	32	28
	12月以上	45	41	41	37	33	29
13	3月未滿	45	41	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	42	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	43	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	44	44	40	36	32
	12月以上	49	45	45	41	37	33
14	3月未滿	49	45	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	46	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	47	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	48	48	44	40	36
	12月以上	53	49	49	45	41	37
15	3月未滿	53	49	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	50	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	51	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	52	52	48	44	40
	12月以上	57	53	53	49	45	41
16	3月未滿	57	53	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	54	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	55	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	56	56	52	48	44
	12月以上	61	57	57	53	49	45
17	3月未滿	61	57	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	58	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	59	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	60	60	56	52	48
	12月以上	65	61	61	57	53	49
18	3月未滿	65	61	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	62	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	63	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	64	64	60	56	52
	12月以上	69	65	65	61	57	53
19	3月未滿	69	65	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	66	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	67	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	68	68	64	60	56
	12月以上	73	69	69	65	61	57
20	3月未滿	73	69	69	65	61	57
	3月以上6月未滿	74	70	70	66	62	58
	6月以上9月未滿	75	71	71	67	63	59
	9月以上12月未滿	76	72	72	68	64	60
	12月以上	77	73	73	69	65	61
21	3月未滿	77	73	73	69	65	61
	3月以上6月未滿	78	74	74	70	66	62
	6月以上9月未滿	79	75	75	71	67	63
	9月以上12月未滿	80	76	76	72	68	64
	12月以上	81	77	77	73	69	65
22	3月未滿	81	77	77	73	69	65
	3月以上6月未滿	82	78	78	74	70	66
	6月以上9月未滿	83	79	79	75	71	67
	9月以上12月未滿	84	80	80	76	72	68
	12月以上	85	81	81	77	73	69

23	3月未滿	85	81	81	77	73	69
	3月以上6月未滿	85	82	82	78	74	69
	6月以上9月未滿	85	83	83	79	75	69
	9月以上12月未滿	85	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
24	3月未滿		85	85	81	77	
	3月以上6月未滿		86	86	82	78	
	6月以上9月未滿		87	87	83	79	
	9月以上12月未滿		88	88	84	80	
	12月以上		89	89	85	81	
25	3月未滿		89	89	85	81	
	3月以上6月未滿		90	90	86	82	
	6月以上9月未滿		91	91	87	83	
	9月以上12月未滿		92	92	88	84	
	12月以上		93	93	89	85	
26	3月未滿		93	93	89	85	
	3月以上6月未滿		94	94	90	86	
	6月以上9月未滿		95	95	91	87	
	9月以上12月未滿		96	96	92	88	
	12月以上		97	97	93	89	
27	3月未滿		97	97	93	89	
	3月以上6月未滿		98	98	94	89	
	6月以上9月未滿		99	99	95	89	
	9月以上12月未滿		100	100	96	89	
	12月以上		101	101	97	89	
28	3月未滿		101	101	97		
	3月以上6月未滿		102	102	98		
	6月以上9月未滿		103	103	99		
	9月以上12月未滿		104	104	100		
	12月以上		105	105	101		
29	3月未滿		105	105	101		
	3月以上6月未滿		105	106	102		
	6月以上9月未滿		105	107	103		
	9月以上12月未滿		105	108	104		
	12月以上		105	109	105		
30	3月未滿			109			
	3月以上6月未滿			110			
	6月以上9月未滿			111			
	9月以上12月未滿			112			
	12月以上			113			
31	3月未滿			113			
	3月以上6月未滿			113			
	6月以上9月未滿			113			
	9月以上12月未滿			113			
	12月以上			113			

ホ 教育職員基本給表の適用を受ける職員で旧1級から3級までの者

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	12	4
	12月以上	13	13	13	5
5	3月未満	13	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	16	8
	12月以上	17	17	17	9
6	3月未満	17	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	20	12
	12月以上	21	21	21	13
7	3月未満	21	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	24	16
	12月以上	25	25	25	17
8	3月未満	25	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未満	29	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	31	23
	9月以上12月未満	32	32	32	24
	12月以上	33	33	33	25
10	3月未満	33	33	33	25
	3月以上6月未満	34	34	34	26
	6月以上9月未満	35	35	35	27
	9月以上12月未満	36	36	36	28
	12月以上	37	37	37	29
11	3月未満	37	37	37	29
	3月以上6月未満	38	38	38	30
	6月以上9月未満	39	39	39	31
	9月以上12月未満	40	40	40	32
	12月以上	41	41	41	33

12	3月未滿	41	41	41	33
	3月以上6月未滿	42	42	42	34
	6月以上9月未滿	43	43	43	35
	9月以上12月未滿	44	44	44	36
	12月以上	45	45	45	37
13	3月未滿	45	45	45	37
	3月以上6月未滿	46	46	46	38
	6月以上9月未滿	47	47	47	39
	9月以上12月未滿	48	48	48	40
	12月以上	49	49	49	41
14	3月未滿	49	49	49	41
	3月以上6月未滿	50	50	50	42
	6月以上9月未滿	51	51	51	43
	9月以上12月未滿	52	52	52	44
	12月以上	53	53	53	45
15	3月未滿	53	53	53	45
	3月以上6月未滿	54	54	54	46
	6月以上9月未滿	55	55	55	47
	9月以上12月未滿	56	56	56	48
	12月以上	57	57	57	49
16	3月未滿	57	57	57	49
	3月以上6月未滿	58	58	58	50
	6月以上9月未滿	59	59	59	51
	9月以上12月未滿	60	60	60	52
	12月以上	61	61	61	53
17	3月未滿	61	61	61	53
	3月以上6月未滿	62	62	62	54
	6月以上9月未滿	63	63	63	55
	9月以上12月未滿	64	64	64	56
	12月以上	65	65	65	57
18	3月未滿	65	65	65	57
	3月以上6月未滿	66	66	66	58
	6月以上9月未滿	67	67	67	59
	9月以上12月未滿	68	68	68	60
	12月以上	69	69	69	61
19	3月未滿	69	69	69	61
	3月以上6月未滿	70	70	70	62
	6月以上9月未滿	71	71	71	63
	9月以上12月未滿	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
20	3月未滿	73	73	73	65
	3月以上6月未滿	74	74	74	66
	6月以上9月未滿	75	75	75	67
	9月以上12月未滿	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
21	3月未滿	77	77	77	69
	3月以上6月未滿	78	78	78	70
	6月以上9月未滿	79	79	79	71
	9月以上12月未滿	80	80	80	72
	12月以上	81	81	81	73
22	3月未滿	81	81	81	73
	3月以上6月未滿	82	82	82	74
	6月以上9月未滿	83	83	83	75
	9月以上12月未滿	84	84	84	76
	12月以上	85	85	85	77

23	3月未滿	85	85	85	77
	3月以上6月未滿	86	86	86	78
	6月以上9月未滿	87	87	87	79
	9月以上12月未滿	88	88	88	80
	12月以上	89	89	89	81
24	3月未滿	89	89	89	81
	3月以上6月未滿	90	90	90	82
	6月以上9月未滿	91	91	91	83
	9月以上12月未滿	92	92	92	84
	12月以上	93	93	93	85
25	3月未滿	93	93	93	85
	3月以上6月未滿	94	94	94	86
	6月以上9月未滿	95	95	95	87
	9月以上12月未滿	96	96	96	88
	12月以上	97	97	97	89
26	3月未滿	97	97	97	89
	3月以上6月未滿	98	98	98	90
	6月以上9月未滿	99	99	99	91
	9月以上12月未滿	100	100	100	92
	12月以上	101	101	101	93
27	3月未滿	101	101	101	
	3月以上6月未滿	102	102	102	
	6月以上9月未滿	103	103	103	
	9月以上12月未滿	104	104	104	
	12月以上	105	105	105	
28	3月未滿	105	105	105	
	3月以上6月未滿	106	106	106	
	6月以上9月未滿	107	107	107	
	9月以上12月未滿	108	108	108	
	12月以上	109	109	109	
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	126	126		
	6月以上9月未滿	127	127		
	9月以上12月未滿	128	128		
	12月以上	129	129		

34	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	130		
	6月以上9月未満	131	131		
	9月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
外 1	3月未満	149	133	109	93
	3月以上6月未満	150	134	110	94
	6月以上9月未満	151	135	111	95
	9月以上12月未満	152	136	112	96
	12月以上	153	137	113	97
外 2	3月未満	153	137	113	97
	3月以上6月未満	154	138	114	98
	6月以上9月未満	155	139	115	99
	9月以上12月未満	156	140	116	100
	12月以上	157	141	117	101
外 3	3月未満	157	141	117	101
	3月以上6月未満	157	141	117	101
	6月以上9月未満	157	141	117	101
	9月以上12月未満	157	141	117	101
	12月以上	157	141	117	101

医療職員基本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25

12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	58	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	58	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	

23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上12月未滿	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			
	6月以上9月未滿	99	99	99	95			
	9月以上12月未滿	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未滿	101	101	101	97			
	3月以上6月未滿	102	102	102	98			
	6月以上9月未滿	103	103	103	99			
	9月以上12月未滿	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未滿	105	105	105	101			
	3月以上6月未滿	106	106	106	102			
	6月以上9月未滿	107	107	107	103			
	9月以上12月未滿	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未滿	109	109	109				
	3月以上6月未滿	110	110	110				
	6月以上9月未滿	111	111	111				
	9月以上12月未滿	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未滿	113	113	113				
	3月以上6月未滿	114	114	114				
	6月以上9月未滿	115	115	115				
	9月以上12月未滿	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未滿	117	117	117				
	3月以上6月未滿	118	118	118				
	6月以上9月未滿	119	119	119				
	9月以上12月未滿	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未滿	121	121					
	3月以上6月未滿	122	122					
	6月以上9月未滿	123	123					
	9月以上12月未滿	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未滿	125	125					
	3月以上6月未滿	126	126					
	6月以上9月未滿	127	127					
	9月以上12月未滿	128	128					
	12月以上	129	129					

34	3月未滿	129	129					
	3月以上6月未滿	130	130					
	6月以上9月未滿	131	131					
	9月以上12月未滿	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未滿	133	133					
	3月以上6月未滿	134	134					
	6月以上9月未滿	135	135					
	9月以上12月未滿	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未滿	137	137					
	3月以上6月未滿	138	138					
	6月以上9月未滿	139	139					
	9月以上12月未滿	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未滿	141	141					
	3月以上6月未滿	142	142					
	6月以上9月未滿	143	143					
	9月以上12月未滿	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未滿	145	145					
	3月以上6月未滿	146	146					
	6月以上9月未滿	147	147					
	9月以上12月未滿	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未滿	149						
	3月以上6月未滿	150						
	6月以上9月未滿	151						
	9月以上12月未滿	152						
	12月以上	153						
40	3月未滿	153						
	3月以上6月未滿	154						
	6月以上9月未滿	155						
	9月以上12月未滿	156						
	12月以上	157						
41	3月未滿	157						
	3月以上6月未滿	158						
	6月以上9月未滿	159						
	9月以上12月未滿	160						
	12月以上	161						

附則別表第3

旧級が教育職員基本給表の5級である職員の新号給

旧号給	旧級	5 級	6 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

11	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	1
	6月以上9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未滿	49	1
	3月以上6月未滿	50	1
	6月以上9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未滿	53	1
	3月以上6月未滿	54	1
	6月以上9月未滿	55	1
	9月以上12月未滿	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未滿	57	1
	3月以上6月未滿	58	2
	6月以上9月未滿	59	3
	9月以上12月未滿	60	4
	12月以上	61	5

21	3月未滿	61	5
	3月以上6月未滿	62	6
	6月以上9月未滿	63	7
	9月以上12月未滿	64	8
	12月以上	65	9
22	3月未滿	65	9
	3月以上6月未滿	66	9
	6月以上9月未滿	67	10
	9月以上12月未滿	68	10
	12月以上	69	11
23	3月未滿	69	11
	3月以上6月未滿	70	11
	6月以上9月未滿	71	12
	9月以上12月未滿	72	12
	12月以上	73	13

附則別表第4 旧級が一般職員基本給表(一)の11級、教育職員基本給表の5級である
職員以外の職員の新号給

イ 一般職員基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧号給月額					
4 級	円					
	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
380,800	109	109	110	110	111	
383,000	111	111	112	112	113	
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

ロ 一般職員基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧号給月額					
2 級	円					
	278,600	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
3 級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
4 級	326,100	129	130	131	132	133
5 級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101

附則別表第5 旧級が一般職員基本給表(一)の11級、教育職員基本給表の5級である職員及び海
 職員基本給表(二)並びに医療職員基本給表の適用を受ける職員の新号給

イ 旧級が一般職員基本給表(一)の11級である職員の新号給

旧号給月額	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新 級						
円 580,300	9級		37	38	39	40	41
	10級		14	14	15	15	15

ロ 旧級が教育職員基本給表の5級である職員の新号給

旧号給月額	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新 級						
円 592,800	5級		73	74	75	76	77
	6級		13	13	14	14	15

ハ 海事職員基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧号給月額						
4 級	円 359,900		105	106	107	108	109

ニ 医療職員基本給表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧号給月額						
1 級	円 321,000		161	162	163	164	165
	322,800		165	166	167	168	169
2 級	369,600		149	150	151	152	153
3 級	396,600		121	122	123	124	125
4 級	408,600		105	106	107	108	109
	411,000		109	110	111	112	113
5 級	428,900		85	86	87	88	89
	431,400		89	90	91	92	93